

NY州、NJ州及びCT州による移動勧告について（対象州の追加）

本6月30日、NY州、NJ州、CT州による移動勧告の対象州が8州から16州へと拡大されました。ついては、対象州より各州に移動される場合には御留意願います。

1. 対象州（6月30日時点で16州）

－ 新規追加8州：カリフォルニア、ジョージア、アイオワ、アイダホ、ルイジアナ、ミシシッピ、ネバダ、テネシー各州

－ 従前の8州：アラバマ、アーカンソー、アリゾナ、フロリダ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テキサス、ユタ各州

※対象州は随時更新されるため、最新情報については下の7にある3州の関連サイトで確認をお願いします。

2. 隔離を実施する期間：対象州を離れた日から14日間

3. 隔離の対象者：対象州からNY州・NJ州・CT州に移動する全ての者

※NY州・NJ州・CT州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含まれます。

※NY州・NJ州・CT州に移動するために対象州を一時的に通過する場合（但し、24時間以内）は、本勧告の対象とはなりません。例：飛行機・バス・鉄道の乗り継ぎ、車・バス・鉄道の休憩施設での停車

4. 対象州となる基準：直近7日間の平均で、陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州

5. 罰金：違反者には罰金を科すことがあります。

※NY州の罰金：初回2000ドル，2回目5000ドル，それ以降1万ドル

6. その他留意事項：3州への移動そのものを禁じるものではありません。

7. 各州及び当館のサイト

－ ニューヨーク州：<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

－ ニュージャージー州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/are-there-travel-restrictions-to-or-from-new-jersey-should-i-self-quarantine-if-i-have-recently-traveled>

－ コネチカット州：<https://portal.ct.gov/Coronavirus/Covid-19-Knowledge-Base/Travel-In-or-Out-of-CT>

- 当館 HP : <https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

【休館日のお知らせ : 7月3日】

7月3日（金）は独立記念日の振り替え休日のため休館となりますのでご注意ください。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
